

氏名	宮澤 孝子		
専攻分野の名称	博士（教育学）		
学位記番号	博甲第 302 号		
学位授与年月日	平成 30 年 3 月 16 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 課程博士		
学位論文名	福祉国家型教育財政の理論と法制に関する歴史的研究 —1920 年代から 1960 年代を中心に—		
論文審査委員	(主査) 准教授	高橋 哲	
	(副査) 教授	貞廣 斎子	教授 鈴木 明哲
		教授 小澤 基弘	教授 高橋 寛人
		教授 佐々木 幸寿	(横浜市立大学)

学位論文要旨

【本研究の背景】

戦後教育改革期以来、旧教育基本法 10 条の規定により、教育行政は、教育の諸条件の整備確立をその任務とされてきた。この、いわゆる「教育の条件整備」が具体的に何を指しているのかについては、適正規模且つ適切な学校の配置、校舎の修繕や設備の充実、そして、教材・学用品の充足にあることがその意味に含まれているとされてきた。

教育が成立するために必要なものとして、教師、教育方法があることは周知の通りである。これらに加えて、「教育条件」の必要性を日本において初めて説いたのは、阿部重孝（1890-1939）である。阿部は、戦前期においてそれまでの観念的な教育学研究の系譜を脱し、教育を科学的客観的に研究する道を拓いた第一人者である。阿部が重視した教育条件問題の中でも、教育財政に関しては特に重要な「教育の条件」と捉えていた。阿部の教育財政研究の成果は 1930 年代に集中している。しかしながら、1930 年代末に阿部自身が病を患ったことや、戦局の悪化により、戦後、教育財政を教育条件の問題として捉えた研究は脈々と継承されてきたとはいえなかった。教育財政研究の重要性は、すでに 100 年ほど以前から阿部重孝によって指摘をされながらも、今日に至るまで教育学研究の中で未開拓な領域であり続けてきた。本研究は、以上のような経緯を背景にもつ教育財政研究の領域に、歴史研究という手法を用いることにより、教育財政制度とそれを支える教育行政組織のあり方、そして、将来の教育財政制度構想に一石を投じることをねらいとしている。

【本研究の目的】

近年、新自由主義に代替する新たな国家構想として、福祉国家への注目が高まっている。本研究においては、福祉国家研究によって提唱されている共通の特徴を抽出し、教育財政制度に当てはめている。福祉国家型教育財政の具体的な特徴としては、教育の必要性に基づくナショナル・ミニマム・スタンダードが設定されていること、および、教育財政移転制度を有していることが指摘できる。さらに本研究においては、「教育条件整備を担うための教育行政組織を有すること」をその特徴に加えている。本論文の目的は、以上のような福祉国家的特徴を有する教育財政の理

論および制度の内容を明らかにし、それが日本にいかにして受容され、展開し、消滅したのかを明らかにすることにある。具体的には、①1900年代から1940年を「米国における福祉国家型教育財政の理論および制度の生成、展開史」、および、1920年代から1940年代は「日本における福祉国家型教育財政の理論および制度の受容史」、②1940年代から1950年代を「日本における福祉国家型教育財政の理論および制度の展開史」、そして③1950年代から1960年代を「日本における福祉国家型教育財政の衰退史」と特徴付け、以上の時期区分に従い、以下のような方法をとった。

【本研究の内容と方法】

①1920年代から1930年代の日米における教育財政の理論と制度を、米国のものについてはストレイヤー（George D. Strayer）とモート（Paul R. Mort）の研究、日本のものについては阿部重孝の研究をもとに分析した。1920年代の米国教育財政理論については、阿部の教育財政研究の基礎とされたストレイヤーとモートの理論を明らかにした。ストレイヤーは教育の機会均等論とそれに基づく標準教育費プログラムを考案した。モートは標準教育費プログラムの核をなす教育的必要性の基準に関する理論を補完することにより、プログラムの完成に寄与した。阿部は、同時代にストレイヤーやモートの研究を自身の研究に取り入れていた。阿部の研究の最大の特徴である歴史研究・比較研究、そして数量的実証的研究方法という観点から阿部の教育財政制度研究を評価するのであれば、その中核に位置付く研究は「特別交付金」制度構想である。この制度構想に関して従来の研究では具体的な分析はなされてこなかったものの、その理論と制度構想の比較から、ストレイヤーやモートを始めとする米国教育財政に基づいたものであることが明らかになった。

②1920年代の米国教育財政理論が戦後の日本に再び受容される過程を明らかにするため、占領軍による会議報告書（Reports of Conference）のうち特に、CIE（Civil Information & Education Section；民間情報教育局）文書を用い、文部省側と占領軍側の教育財政改革にかかわる議論の内容を分析した。これまで、戦後教育財政改革研究においてはCIE文書を用いた研究はほとんどなされておらず、本研究において分析の対象としている教育財政改革を担当したモーガン（Walter E. Morgan）によるレポートを用いた研究は管見の限り、本研究が初めてである。このレポートの分析を通して、CIE側と文部省側との教育財政改革に関する議論の内容を明らかにした。この作業により、20年代米国教育財政研究の成果が日本に受容されたことが明らかになった。その過程においては憲法26条を根拠としたナショナル・ミニマムス・タンダードの保障が目指された議論の蓄積があった。本論においては、これまでの戦後教育財政の評価にかかわるこの論点を中心的に析出している。

③以上の教育財政改革と同時並行的に教育行政改革が行われた。教育条件整備として教育財政政策を実行するためには、その担い手となる教育行政の役割が重要となることは言うまでもない。本論では、教育行政の責務とされる「教育条件整備」を行うための組織の特徴を、戦後文部省内に新設された調査普及局と、教育委員会事務局に設置された調査統計課の特徴から析出した。これらの局課の設置目的、および、組織の役割を、文部省機構改革当時の国会議事録や文部省官僚による論稿をもとに明らかにし、さらに、これらの教育条件整備行政によってになわれた教育調査の意義を考察している。教育調査を実施した局課設置の背景には、教育の非政治化も意図されていたことを明らかにした。

本研究を通して、1920年代の米国において発生した米国福祉国家型教育財政は、同時代の1920年代に阿部重孝によって一度は日本に取り込まれ、そこでは戦争のために実現することはなかったが、占領軍によって戦後教育改革期に再び日本に持ち込まれながらも、教育条件整備行政組織の衰退とともに縮小したことが所見された。